

刑法による過去の清算と戦後民主主義

本 田 稔*

目 次

- 一 過去の清算という言葉
- 二 継承されるドイツの精神的遺産
- 三 愛国と愛国なき民主主義
- 四 『ローゼンブルクの記録』による過去の清算？

一 過去の清算という言葉

1 過去の清算の意味するもの

戦後ドイツの歴史学や法律学などの領域において、ナチの不法を総括する営為を表す用語として「過去の清算」または「過去の克服」という言葉が用いられてきた。この言葉がいつ頃から使われるようになったのかは知らないが、1959年秋にキリスト教徒・ユダヤ教徒共同作業協力委員会が主催したテオドール・アドルノの講演の表題にそれを見ることができる¹⁾。ドイツの敗戦から15年、連邦共和国の建国から10年を経た時期に「過去の清算」という言葉はどのような意味において理解されたのか。それは今日においても問われるべき問題である。

アドルノによれば、過去の清算という言葉には、本来的には次のような意味が込められていたという。すなわち、ナチの過去の不法と不正を自己

* ほんだ・みのる 立命館大学法学部教授

1) Theodor W. Adorno, Was bedeutet: Aufarbeitung der Vergangenheit, in: Eingriffe Neun kritische Modelle, 1962, edition suhrkamp 10 26.-32. Tausend 1966, S. 125 ff. (Th. W. アドルノ [大久保健治訳] 『批判的モデル集 I —— 介入』 [法政大学出版局、1971年] 157頁以下)。

の問題として正面から受け止め、その省察を踏まえて過去の魅力を断ち切りつつ、それを自己の思想と行動の批判的指針にすることを意味した。したがって、過去は現在の自己を批判的に見つめ、その言動の問題を映し出す鏡である。過去は過ぎ去ることなく現に在る。過去の清算、過去の克服という言葉は、そのような意味において用いられた。否、そのように用いられるはずであった。しかし、実際には、その言葉には、過去を断ち切りたい、それと区切りをつけたい、できることなら記憶から消したいという願望が込められて用いられたと、アドルノは言う。それは、過去に正面から向き合わない、それを自己の課題として受け止めない、自己を思想的に批判せず、それを行動の指針としない態度である。もちろん、過去が問題にされることはある。しかし、そのような場合でも、過去は国家や社会が取り組むべき課題として語られるだけであって、自己に問われた問題ではない。つまり、他人の問題として扱われている。連邦共和国の建国から10年ほどしか経過していない時期において、すでに戦後のドイツ社会はこのような雰囲気包まれ始めたという。「すべてを赦し忘れるべきである」という被害者にこそ相応しい言葉が、不正の加害者の一派によって語られているという。

戦前のナチの過去を自己と無関係に語る者が、はたして戦後社会の主体になりうるであろうか。アドルノは問題を一人称で投げかける²⁾。

2) ナチの不法を追及した検事長フリッツ・パウアーを紹介したのとして、Ronen Steinke, Fritz Bauer oder Auschwitz vor Gericht, 3. Auflage, 2016. ローネン・シュタインケ(本田稔訳)『フリッツ・パウアー——アイヒマンを追いつめた検事長』(アルファベータブックス、2017年)参照。

本書を原作に制作された映画「アイヒマンを追え! ナチスがもっとも恐れた男」(ラース・クラウメ監督)が日本で上映された当時、詩人の柴田三吉はそれを次のように評論した。「ドイツ社会は現在も自らの手でナチスの戦争犯罪の告発を続けている。だがそれはたやすくなされたわけではない。良識ある市民、被害者たちが忘却という壁を打ち破り、事実の風化を防いできた結果だ。本作は実在した検事長を軸に、戦争犯罪追及の扉が開かれるまでのたたかきを描いている」。検事長とはフリッツ・パウアーのことである。彼はアルゼンチンに潜伏するアイヒマンをドイツの裁判所で裁くことを求めたが、それはドイツとイスラエルの「政治的決着」で実現しなかった。しかし、「彼の不屈の行動によって、その後の戦犯追及も大きな進展を見せたのだった。戦争の真実に目をつぶるこ

2 「水晶の夜」の名称とホロコーストの犠牲者数

ユダヤ人に対する迫害、財産強奪、国外追放、強制収容所への移送と大量殺人という一連の非人間的な犯罪過程の起点として、後に「水晶の夜」と命名された事件がある。それは個人的なユダヤ人差別から国家機関による「最終的解決」へと向かう転換点であった。1938年11月9日の夜から10日にかけて行われたこの事件は、ユダヤ人が経営する商店の破壊、窓ガラスの破片の散乱、真夜中に街頭に引きずり出されるユダヤの人々への暴力主義的破壊活動を指す。真夜中の暴力事件であったことから「水晶の夜」と呼ばれたのであるが、この言葉から連想されるのは、壊された窓ガラスの破片が街灯に照らされ、まるで水晶のように光り輝く光景である。しかも、夜の闇がその煌めきを際立たせている。人々は連れ去られ、闇夜に消えていく。目に映るのは「水晶」の美しい輝きだけで、夜の闇に消えた

ゝとは国の信義と尊厳を失うことだという信念を貫いた。パウアーは、「国の信義と尊厳」の守るために一人の人間として闘った。また、戦後世代の若者にも闘う勇気を持つよう呼びかけた。柴田はこのような人間フリッツ・パウアーを高く評価する。そして、「これを鏡とするなら、日本が行った戦後処理はどのような姿として映るだろう。信義と尊厳を失うことなく国としての責任を全うしてきたらうか。私たちはその答えを、現在に至ってもアジア諸国との和解を果たせていない政治に見ている」と続ける（傍点は引用者による）。戦争の真実に目をつぶることは、国の信義と尊厳を失うことである。ドイツにおいてその回復に努めたのは、良識ある市民と被害者（パウアーもその一人）であった。ドイツの戦後処理は、等身大の市民が責任主体となって勝ち取った成果であった。しかし、柴田は日本の戦後処理を「日本が行った戦後処理」と書き表し、「国としての責任を全うしてきたらうか」と、戦後処理の責任を「国」に問う。そして、その答えを「現在に至ってもアジア諸国との和解を果たせていない政治」に見ている。その政治とは、国のアジア外交である。つまり、柴田の論理によると、戦後処理の責任主体は国であり、「現在に至ってもアジア諸国との和解を果たせていない政治」を見れば分かるように、国はアジア外交を通じてその責任を果たしてこなかったことが問題視されている。ここには一人称で闘った等身大の市民は責任主体から除外されている。柴田がナチスの過去の克服のために闘った良識ある市民とパウアーを高く評価するのであれば、日本の国家としての信義と尊厳を守るべき責任主体は、私たちの社会、そして私たち自身であると考えべきである。パウアーのような法律家を生み出せなかった私たちの社会の責任を認識すべきである。そして、その程度の社会しか作れなかった（たとえ良識があっても）市民と自身の責任を痛感すべきである。アドルフが行ったように、問題は一人称で問われるべきである（柴田三吉「人生懸けホロコースト告発」しんぶん赤旗2017年1月6日）。

人々の姿が思い浮かべられることはない。「水晶の夜」という名称は、非情な歴史の事実を指し示しながらも、同時にその本質を空洞化させる作用を備えている。「水晶」という芸術的な善意が、人々を無意識のうちに非人道的な過去を現実から遠ざけ、それを忘れさせている³⁾。

アウシュヴィッツ、トレ布林カ、テレージエンシュタットなどの強制収容所において殺害された犠牲者は600万人ではなく、多く見積もっても500万人足らずであるという主張があるという。過去の罪の重さを犠牲者の規模と人数に基づいて正確に把握する議論のように見えるが、実のところ強制労働と死亡の因果関係、犠牲者の数の算定基準、その計算方法の争いでしかない。しかも、少なめに計上された加害者数でさえ、1945年2月のドレスデンの大空襲による被害者数を引き合いに出して、ホロコーストの犠牲者数を割り引き、相殺できるかのような主張も見られる。いずれも、負うべき過去の責任を回避したい、また少しでも軽減したいという心境の表れである。

歴史学の用語は、ナチの過去と接点を持ってなくなっている。数量計算の方法は、殺された人々を数として把握するだけで、その怒りと哀しみの実相に迫れなくなっている。アドルノは、ホロコーストの過去に具体的かつ直接的に向き合う必要性を強調する。

3 「罪コンプレックス」の複合的構造

1945年までにドイツ人が体験した現実とは、一方向的で単線的な事象であった。清算されるべき過去は、加害という始発点から被害という終着点へと結ばれる不法な一方向的な事象であった。それにもかかわらず、その事象に加害者を取り巻く諸関係が結びつけられ、それが複線的で複合的・立体的な構造物に置き換えられている。その際、「罪コンプレックス」という精神病医学の専門用語が活用され、清算されるべき歴史的事実が意識

3) Adorno, a.a.O., S. 126 f. (大久保訳・159頁以下)。

の複合的連合という病的・心的な症状にすり替えられている。つまり、客観的・外的な歴史的事実が主観的・内的な病的症状として位置づけられ、贖罪と弁明の複合的意識ともいえる精神的現象が作り上げられている。例えば、精神科医と患者の次のような会話が想像される。「あなたは、自身が過去に行ったことを悔い、今でも背負い、清算・克服しなければならぬと考えていますね。それは罪悪感の一種であり、その一部には精神的な病によるものがあるようです。それは何らかの外的要因によるものとは限りません。精神分析が名付けた『心因性』によるものかもしれません。薬学の専門家が十数年来の研究の末、非常に効く薬を開発したので、それを処方しておきましょう。それを飲んで、少し休養をとってください。じきに楽になるでしょう。ではお大事に」。

ドイツ人が1933年から1945年までに体験した第三帝国の現実、自身もまた直接または間接的に関与した過去は、一度は彼らに重くのしかかり、彼らを精神的に苦しめた。そこには贖罪の意識と良心の悔悟があった。しかし、ほどなくして何とか治療し、乗り越えられる疾病になったようである。過去と向き合う思想的・精神的営為、それを克服する作業は、精神医学のおかげで、寛解期が訪れるまで痛みを堪える「闘病生活」にたとえられた。ドイツ人が背負う現実の罪が、心の問題、その一部は心因性の妄想に過ぎないのだと説明された。しかも、痛みを堪える薬まで用意された。過去と向き合う苦悩を緩和する薬として作用したのは、例えば、「ドイツの精神的遺産」や「誇り高きドイツ人の名誉」である。ドイツ人の歴史的体験には、ユダヤ人の迫害という心を痛める事実があるにはあるが、同時にそれ以外の、またそれ以上に重要な事実もある。過去の清算は、ドイツとドイツ人の名誉の回復につながるが、それを背負い続けることによって逆にドイツの精神的遺産や名誉を損なうようなことがあってははならないというのである⁴⁾。

4) Adorno, a.a.O., S. 128 f. (大久保訳・161頁以下)。

ドイツの名誉という鎮痛剤が、過去の苦しみを和らげる。アドルフはこのようなドイツ人の精神的態度を「白痴的言行」と憤りを込めて糾弾する。

二 継承されるドイツの精神的遺産

ヨーロッパにおける戦争が終わり、ナチの崩壊から15年、ドイツ連邦共和国の建国から10年が経った。物質的・物理的な意味での戦争は終結したが、それを思想的・精神的に清算し克服する課題は充分には取り組まなかった。終戦は戦後をもたらししたが、それだけでは戦後は始まらなかった。戦後の過程は、戦前の過去を精算し克服する作業であるはずであったが、それに粘り強く取り組むことはなかった。その意味において、歴史の時間は戦争の終結によってリセットされず、戦後の手前で停止したままであった⁵⁾。そこから一步踏み出すためには、過去を清算する強靱な精神力

5) Helmut Ortner, Keine Stunde Null – Warum NS-Juristen in Deutschland straffrei ausgingen – und fast alle damit einverstanden waren. (ヘルムート・オルトナー [本田稔訳]「時間はリセットされなかった——ドイツでナチの法律家が罪を問われないうまま出発でき、多くの人々がそれに理解を示した理由」龍谷法学第51巻第1号〔2018年〕787頁以下)。Die Stunde Null という言葉は、「零時刻」と訳され、一般に古い「無」の状態から新しい「有」が始まる起点を指す。ドイツの歴史学や法史学においては、戦前が終わり、戦後が始まる時点を示す言葉として用いられている。ナチの全体主義が支配した戦争と異民族排外主義の時代から、民主主義に支えられた平和と国際協調主義の時代へと向かう歴史の時計がリセットされた時点である。オルトナーは、法律による過去の清算とナチ残党の公職からの追放が徹底されなかったことを史実に基づいて検証した結果、戦前から戦後にかけての歴史の時計はリセットされなかったと結論づける。

文芸批評家の加藤典洋は、『敗戦後論』（講談社、1997年）において、太宰治が平和と民主主義などの戦後の新時代の価値を戦後の知識人が無批判に受容した姿を見て、「一種のあほらしい感じ」を受けたことを紹介している。多くの知識人は、戦前から戦後への歴史の転換が自然の川のように流れ、それに身を任せることに歴史の必然性を実感しているが、彼らは戦前にその価値の意義について一言も述べず、それどころか否定さえしたことを指摘して、「それ（戦後の価値—引用者注）は自分の取り分ではない」ことを認めるべきであると批判した。したがって、太宰の場合、戦前が終わり、水門が開いても、水は戦後に向かって流れ始めない。水の流れを堰き止めていた戦前の水門を開ける作業は、敗戦という歴史的事実とは別の次元にあるというのである。この加藤の着想の刑法学に与

が必要であったが、アドルノが批判した戦後ドイツ人の態度からは、そのような精神力は望めなかった。ドイツの不名誉な過去の清算を阻んだのは、ドイツの精神的遺産とその名誉であった。

しかし、アドルノが批判したドイツ人の態度は、戦後から15年を待たずとも、連邦共和国の建国時に確認できそうである。それは、戦後の自由主義・民主主義に抗い、残留しようとする戦前のファシズム的傾向ではない。自由主義・民主主義の陣営にしながら、ドイツの過去を自己の問題として引き受けようとしめない態度である。あるいは、ドイツの過去の問題をドイツ以外の文化圏から語ろうとする第三者的な態度である。つまり、過去の問題をドイツという一人称で語ろうとしめない態度である。1949年のゲーテ生誕200周年の記念祭においてトーマス・マンが行った講演にそのような態度が見え隠れする⁶⁾。

1 ゲーテと民主主義

トーマス・マンは、占領状態が終わり、ドイツの東西分裂が決定的になった1949年、西のフランクフルトと東のワイマールのゲーテ記念祭で「ゲーテと民主主義」という表題の講演を行った。ナチが支配した12年間にドイツ人が異民族に犯した罪が、ニュルンベルクで裁かれ、ドイツとドイツ人の過去の清算が始まった。それは戦後ドイツの新たな歴史を踏み出すための起点であった。ナチの権威主義と独裁を克服して、自由と平等を取り戻すことが求められた。これほどまでに民主主義が求められたことがなかった時に、マンはそれをゲーテの名と結び付けて語った。ナチがヨーロッパの諸民族に及ぼした罪科が、フリードリヒのプロイセン王国からビスマルクのドイツ帝国を経てヒトラーの第三帝国へと流れるドイツ近代史

↘えた影響に関しては、本田稔「刑法史認識の対象と方法について」浅田和成・上田寛・松宮孝明・本田稔・金尚均編『自由と安全の刑事法学 生田勝義先生古稀祝賀論文集』（法律文化社、2014年）193頁以下で論じた。

6) トーマス・マン「ゲーテと民主主義」（トーマス・マン〔青木順三訳〕『ドイツとドイツ人』（岩波書店、1990年）153頁以下）。

の結末であったかのごとく語られた時期に、あのような流れに決して飲み込まれるはずのないドイツが想い起こされた。あの12年間の非道に交わることのないドイツの普遍的な精神の支流に遡ることが説かれた。その支流こそゲーテであった。それ以前からもゲーテについて語ってきたマンは、あらためてゲーテが民主主義の本流に流れ交わる支流であると論じた⁷⁾。

マンは講演の冒頭、自身が行ってきたこれまでの仕事を振り返り、ゲーテについて論じてきたことを「誇りに思っていない」と告白した。ゲーテを魅惑的な人物と論じ、その作品の文学的価値を高く評価した自身の仕事を誇れないと言った。それはなぜか。それは「ドイツ人のドイツ的なものへの没入」でしかなかったからである。アメリカにおいて英語で出版されたマンの論文集『三〇年間のエッセイ』(Essays of Three Decades, 1947)に対してアメリカの批評家たちが軽蔑の念を込めて論評したことに表れているように、ドイツ人は母国語と母国語で書かれたものだけに関心を持ち、それだけに打ち込んできた。この田舎者的気質のために、ドイツ人はドイツ的なものしか視野に入らず、世界を広く見渡すことができなかった。マンはこのようにゲーテを内向きに論じてきたことを恥じて、謙虚に自己を振り返ったのである。そのうえで、ドイツ人は内に向けられてきた視野を外へと広げ、田舎から世界へと出ていかなければならない。外の世界を感じ取り、諸外国のものを認識し、讃嘆し、それを受容・消化する方法を学び取らねばならず、またそれができるはずである。戦後のドイツとドイツ人にはそれが求められていると述べた。では、それはいかにすれば可能か。

マンは、文化的に閉塞的なドイツを世界に向けて解放するための方途を、これまで内向きに論じてきたゲーテに見出し、今度はそれを外へと向けて論じた。ゲーテは、78歳の時に詩人のヨハン・ペーター・エッカーマンに宛てた手紙の中で、「われわれドイツ人は、自分自身の環境という狭

7) マン講演について、三島憲一『戦後ドイツ——その知的歴史』(岩波書店、1991年)19頁以下、小塩節『トーマス・マンとドイツの時代』(中央公論社、1992年)195頁以下参照。

い圈内から外に目を向けないでいると、固陋な自惚れに陥りがちである。だから私は好んで他の諸国民のもとを見回すし、また誰にでもそうするように忠告している。今日では国民文学はあまり意味を持たない。世界文学の時代が来ているのだ。今やこの時代を促進するように、各人は努めなければならない」と記したが、マンはその箇所を引きながら、「ゲートに倣うということ、ゲートに与することは、決してドイツ的田舎者気質ということにはなりません」と、ゲートが世界に視野を向け、世界文学に関心を寄せていたこと、それゆえゲートを論ずることは必ずしも田舎者の気質に陥ることにはならないことを指摘した。しかも、「私がドイツについて多くのことを書き、外国についてはほとんど何も書かなかったとしても、もともと私はドイツ的なものの中に常に世界を求め、ヨーロッパを求めていたのであって、それが見出せないと不満だったと言ってよいのです」と、ゲートを論じていたとき、すでに田舎者の気質を脱していたかのように自己を描いて見せた。そして、マン自身が師と仰いだショーペンハウアー、ニーチェ、ヴァーグナーの名前を挙げた後、何よりもゲートがドイツという狭い圈内から広い圏外に目を向けたがゆえに、彼らにはドイツを超えるヨーロッパの特徴が備わっていたこと、それが決して偶然ではないことを強調した。そして、マンが彼らのドイツ語で書かれたものの中にヨーロッパ的ドイツを見出したことは必然的であり、それが自身の願望と欲求の目標を形成していたことを改めて振り返って見せた。マンは、ゲートについて内向きに論じていた時、すでに自己がドイツから世界とヨーロッパへと向かっていくことを欲していたというのである。そして、このヨーロッパへと向かうドイツこそ「共に生きていくことができるドイツ」、「世界に恐怖ではなく共感を呼び起こすドイツ」、「民主主義的」ドイツであることを高唱して、ゲートをヨーロッパ的、さらにはアメリカ的な民主主義に結び付けたのである。

マンは、戦後の経済的・精神的復興に着手したばかりのドイツの人々を前にして、戦後ドイツの民主主義とその再建を論じた。再建の指針は、ナ

チスが蹂躪した20世紀初頭のワイマール・ドイツの民主主義ではなく、ゲーテが19世紀に仰いだヨーロッパの、さらにはアメリカの民主主義であった。マンは、民主主義がナチスによって蹂躪される直前に歴史の針を戻して、そこを起点に民主主義を取り戻し、それを指針にして強靱なドイツの民主主義を確立するというのではなかった。マンは、19世紀に戻って、ゲーテが指向した民主主義、ドイツからヨーロッパを経てアメリカへと遍歴した民主主義を戦後ドイツの民主主義の基礎に据えたのである。

2 ゲーテとアメリカン・デモクラシー

マンは、かつては自ら「非政治的人間」を名乗り、ロマン主義的ドイツ人であることを理由にヨーロッパ的民主主義に反発していた。第一次世界大戦をヨーロッパ文明に対するドイツ文化の闘いとして捉え、保守的で好戦的な民族主義の立場からドイツ国民の覚醒を求めている。それゆえ、第一次世界大戦後に成立したワイマール共和国とその自由主義・民主主義の政体から距離を置いていた。

しかし、1922年6月の極右過激派による外相ヴァルター・ラーテナウの暗殺を契機に、共和国の側に立ち、それに敵対する右派的、ロマン的、ゲルマン的な言動を批判した。市民と青年を共和国と民主主義の側に獲得するために、講演「ドイツ共和国について」の中で「共和国万歳！」と叫んだ。この態度変更がその時点において非政治的なロマン主義からの変節、裏切り、転向と非難されようとも、その後の経過を踏まえてみるならば、それはドイツ全体の政治的変化、またマン自身が亡命生活の中で形成した新たな立場の萌芽であったと言える。しかし、共和国と民主主義はドイツのロマン主義と無関係ではなく、むしろそれに関連づけることができると考えられた。マンにとって、共和政はロマン主義に達しうるものであり、「ロマン派の詩人ノヴァーリスの批評的散文の世界が、若々しいエネルギーに満ちたアメリカン・デモクラシーの詩人ホイットマンの世界に意外なほど重なり合うもの」であったがゆえに、民主主義は帝政より優れたも

のであるというのである。ラテン語で「新開墾地」を意味するドイツ・ロマン派のノヴァーリスの詩の世界が、「古き良きドイツ」を回顧的に夢想するにとどまらず、新天地アメリカの自由詩人ワルター・ホイットマンへとつながり、その地の自由と民主の世界をも展望できる。その意味においてドイツ・ロマン主義は、内向的ではなく、アメリカ的民主主義をも指向しうる外向的なものである。マンはこのようにロマン主義とアメリカ的民主主義を結びつけて、ワイマール共和国はそのような民主主義を継承すべきであると訴えたのである。生まれたばかりのドイツ共和国は、通貨危機に見舞われ、庶民の生活は逼迫し始めていた。そのような中では、民主主義、共和主義と声高に叫ぶだけでは説得力がなかったのであろう。マンは、ノヴァーリスのドイツ・ロマン主義とホイットマンの近代自由主義の詩の世界に共に通ずるものがあり、ワイマール共和国の民主主義がアメリカン・デモクラシーを指向しうると論ずることによって、思想的に国粋主義に捕われた当時のドイツ市民や新しい政体に馴染めずにいた青年を民主主義の側に獲得しようとしたのであろう⁸⁾。

ただし、国粋主義者にとって関心事は、常にドイツである。ドイツの新しい政体とその基礎にある思想がドイツ的であることが重要なのである。したがって、民主主義と共和主義は、その後ドイツの土に戻り、そこに根

8) 青木順三は、「ドイツ共和国について」の解説において、「この講演でマンは、いまやすでに万人にとって一つの内的事実となっている民主主義や共和国が、ドイツの精神の伝統にとって決して異質なものではなく、戦前の帝政に比べてむしろよりふさわしいものであること、またそれはドイツ・ロマン派と同じ水準のものでありうることを証明するために全力を注いでいる。後半の部分で愛と死と夜を讀めたロマン派詩人ノヴァーリスの批評的散文の世界が、若々しいエネルギーに満ちたアメリカン・デモクラシーの詩人ホイットマンの世界に意外なほど重なり合うものであることを力説しているのはそのためである。これは危険な国粋主義的偏見に捕らわれていた当時の青年たちを説得するためにマンが必要と考えた論理でもあろうが、同時に、あるいはそれ以上に、マン自身が発見しつつあった思考の過程でもあっただろう」と論じている（マン〔青木訳〕前掲書・注6）226頁以下参照）。青木の指摘によると、マンはワイマールにおいて非政治主義から転向しただけで、ロマン主義の立場は維持したといえる。したがって、彼が指向した民主主義は、ロマン派的民主主義である。それは、アメリカを指向する民主主義である。

を張ってドイツ的に開花すべきものであった。しかし、マンの場合そうはならなかった。またそれは、ゲーテの場合と同じであった。いずれもすでにドイツから離れ、新天地アメリカを目指していた。

三 愛国と憂国なき民主主義

1 ゲーテとナポレオン

マンがゲーテの『ヴィルヘルム・マイスターの遍歴時代』に関して指摘しているように、その舞台はヨーロッパから新天地アメリカへと向かう。物語は、「アメリカへの移住」という動機によって展開され、大多数の登場人物がアメリカへの移住を決意することで結末を迎えるという。ゲーテにとってアメリカとは何か。ヨーロッパの遥か彼方にあり、宗主国イギリスから独立と自由を勝ち取ったばかりの国である。ゲーテはその勝利を「人類をほっと安堵させてくれる」ものと呼び、マンはこれに「これ以上に民主主義的な気持ちのこもった言葉はありません」と相槌を打つ。ゲーテは、ヨーロッパからアメリカへと遍歴する空想の中で考えただけであったが、実際には年齢ゆえに移住できなかっただけである。それほどまでにアメリカはゲーテにとって魅力的な国であった。では、ドイツはどうだったのか。アメリカへと心を惹かれたゲーテの目に当時のドイツはどのように映ったのだろうか。そこには愛する国を憂える民族的な感情はあったのか。さらには、ドイツを追われてアメリカに渡り、そこから帰国したマンは、敗戦後のドイツを愛と憂いの目で見つめたのだろうか。

ゲーテは、戯曲『ファウスト』第1部を出版した1808年に友人に宛てた手紙に次のように書いたそうである。「君たちを縛っている鎖は切れっこないよ、この人物は君たちには偉大すぎるのだから」。「この人物」とは、フランス皇帝ナポレオンである。1804年にフランス皇帝に推戴され、1805年にイタリア国王に就任し、アウステルリッツの戦いでロシア、オーストリア連合軍を撃破し、1806年にイエーナ、アウエルシュタットでプロイセ

ン軍を破り、ベルリンへ入城したナポレオンを、ゲーテは「偉大な人物」と呼んだ。祖国ドイツに対する侵略者・侵略軍とは考えなかった。四分五裂した「神聖ローマ帝国」の領邦体制の専制支配と前近代的停滞からドイツ人を救済する偉大な解放者をナポレオンに見たのである。そこに祖国への愛国と憂国の感情はあったか。ドイツの惨状に向けられたのは、フランス由来のコモポリタニズムの冷たい侮蔑の視線ではなかったか。ナポレオンに対するゲーテの賛美は、その後も終生変わらなかったという⁹⁾。

19世紀初頭の「神聖ローマ帝国」の領邦体制と専制支配によって物質的にも精神的にも迫害されたドイツの人々を救済するのは、文豪の直接的な仕事ではなかったとしても、その傷の痛みを共有できたはずである。祖国を守るために戦いに立ち上がった純粋な若者たちを激励する文章を書き表すことはできたはずである。呪うべきは、遅れた帝国の後進性と前近代性であって、その民ではなかったはずである。怒りは、フランス流のロココ趣味にかぶれた公国の君主や伯爵たちに向けられるべきであった。領民の生活や福祉など全く無視して、国力に相応しくない豪華生活を送る彼らの腐敗し墮落しきった生活態度こそ批判されるべきであった。愛国と憂国の情があれば、誰しもそれに怒りを禁じ得なかったはずである。侵略軍の前に血を流して死んでいく若者の姿を想像しえたはずである¹⁰⁾。

9) 中壘肇『ヘーゲル——理性と現実』（1968年）によると、18世紀ヨーロッパの思想的主流は啓蒙主義であった。それは普遍的な理性の尊厳と価値を主張するものであるため、それによって形成された文化もまた普遍的で国際的（フランス的）な性格が強く、それに応じて国民的・民族的な傾向は弱くなるのは当然であった。「神聖ローマ帝国」のように諸邦に分裂した体制においては、人々は自分の郷土に対する愛着はあっても、「ドイツ」という統一体に対する意識は低かった。それは知識人階級の場合も同じであった。このような感情に「神聖ローマ帝国」の後進性に対する絶望が結びついて、知識人階級の政治意識も希薄になり、その思想は彼の国を指向するコモポリタニ的なものになりがちであったという。これが民主主義をロマン主義的に希求する精神的土壌になったのではないかと思われる。20世紀初頭の日本の知識人の国家意識の傾向にも共通するところがあるのではないだろうか。

10) ヘーゲルは『ドイツ憲法論』の冒頭で「ドイツはもはや国家ではない」と書いたが、彼が認識した神聖ローマ帝国の政情はどのようなものであったか。領邦の領主の墮落と退

なぜそうならなかったのか。それはゲーテが魅了されたのがフランスの民主主義であったからである。そのために、あの三色旗を掲げて帝都に入城したナポレオンの軍隊を侵略軍とは思わなかったからに違いない。しかもそれだけではない。マンが指摘しているようにゲーテの「反民主主義的な姿勢」にも原因があったと思われる。彼は、自らが神々の寵児、創造主に選ばれた子、世界の主人であると自負する生得の自信家であり、野党の立場に立つことなど不運でしかないと感じる与党的人格者であった。そして、自身が「生まれつき適した人間」であり、自然の恩寵によって選ばれた高貴な人間であり、自分以上の我意の強い人間には一度も会ったことがないと断言した独善家でもあった。民主主義を手にした個人的帝国主義と独裁主義は、まさにデーモンそのものであった¹¹⁾。その立場に立てば、

ゝ廢の模様について、中笠前掲書・注8) 16頁以下によると、シラーの戯曲『たくらみと恋』は、ドイツのある領邦の君主が愛人と縁を切るため、彼女を別の貴族と結婚させ、その祝いとして高価な宝石を贈ったが、その代価は領民7千人を独立戦争を戦うアメリカへ傭兵として送り出し、その受け取った代金によって支払われたことを描いているという。カッセルの君主は、アメリカにおける独立叛乱を鎮圧するイギリスに対して、領民を1人あたり15ポンド、1万7千人を合計25万5千ポンドで売り渡し、ブラウンシュヴァイクやアンスバッハの君主は、2万9千人を合計7百万ポンドで売り渡し、君主たちは受け取った代価で贅沢三昧の生活を送ったという。アンスバッハのカール・アレクサンダー伯は、領民を売って得た金をパリの女優や愛人に貢いだあげく、金に困ると自分の国をロシアに売り渡し、その金を持ってイギリスに渡り、そこで隠居生活をしたらしい。ゲーテがこのような状況にある国の実情を知らなかったはずはない。愛国の情は起こらなくても、憂国の感情は起こらなかったのだろうか。

- 11) 一般のドイツ人の間には、ナポレオン戦争における敗北とそれに続く占領統治時代の屈辱的体験から、(フランスから独立を目指す)自由主義と(フランスではなくドイツ固有の)民族主義が目覚め始めた。フィヒテは、当初はコスモポリタンであったが、「ドイツ国民に告ぐ」において、理性的な愛国心に基づく国民の自覚と奮起、民族主義の理念に基づく国民教育の必要を訴えた。それは外来の民主主義とは無縁な、敗北と屈辱のどん底から生まれた愛国主義、「ドイツ」という一人称の民族主義の叫びであったと思われる。なお、1985年5月8日、リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー大統領は演説において、「(1945年)5月8日が解放の日である」、「国家社会主義の暴力支配という人間蔑視の体制からわれわれ全員が解放された」と述べている(『荒れ野の40年 ヴァイツゼッカー大統領演説』[1896年]10頁以下)。

ヘーゲル研究者の中笠肇は、太平洋戦争後、従軍から再び学窓に戻った時、日本全土へ

「この人物」が縛る鎖は偉大であり、心地よいに違いない。

2 ゲーテとマン

マンがゲーテ生誕200周年記念祭において聴衆に向けて述べた言葉は、敗戦に打ちひしがれたドイツとドイツ人への愛と憂の情に溢れていたであろうか。それとも、ゲーテがナポレオン戦争時に友人に宛てて送った手紙の言葉と同じであったかのだろう。第二次世界大戦後、マンに対して仲間からドイツへの帰国要請が相次いだ。国を追われた傷が深かったことは察するに余りあるが、祖国はすでに変わり始めている。だから帰国して欲しい。しかし、このような訴えに対して、マンは直ちには帰国しないと答えた。1933年にドイツ（ナチ）が自分から全てを奪った。家を、財産を、蔵書の全てを。そして、国から国への放浪はとても辛く、ホテル暮らしは侘びしかつたことを語った。しかも、今は自分はアメリカ市民であり、これほど自分に好意を示してくれた国を去る気持ちはない。しかも、自分の子どもや孫もアメリカの教育を受けている。カリフォルニアの家で豊かに暮

ゝに満ちた精神的虚脱と物質的荒廃を目の当たりにして、ひそかにフィヒテのことを想い出し、どこかの大学教授が「日本国民に告ぐ」という愛国と憂国の声を発するのを期待したが、そのような声はどこからも聞こえてこなかったと回想した。中笠も太平洋戦争の敗戦とそれに続くアメリカ軍の占領の屈辱的体験から、民族の独立を待望した一人であった。ただし、大学教授ではないが、出獄した共産主義者の徳田球一が1945年10月10日、自由戦士歓迎人民大会において出獄声明書「人民に訴う」を発表した。この声明書では、「ファシズム及び軍国主義からの世界解放のための連合国軍の日本駐留によって日本に於ける民主主義革命の端緒が開かれたことに対してわれわれは深甚の感謝の意を表する」と述べている。ここにはマッカーサーを中心とする連合国軍を「解放軍」と規定する立場がすでに表されている（中北浩爾『日本共産党「革命」を夢見た100年』〔中央公論社、2022年〕129頁以下）。獄中においてもプロレタリア革命運動を継続してきた立場からは、日本帝国主義の敗北は日本の労働者階級の解放を意味するが、その解放は日本人民の手によってなされるべきのものであった。「解放」という規定を用いるとしても、それにはフィヒテ＝中笠が敗戦から体験した敗北と屈辱と同様の感情が込められるべきであった。司馬遼太郎『ひとびとの足音』（中央公論社、1981年）では、日本人民代表が刑務所に来て共産党員に釈放を告げるまで、獄中闘争を継続する選択肢もあったという。それについては、鶴見俊輔『戦時期日本の精神史 1931～1945年』（岩波書店、2001年）116頁参照。

らすことを通じてでもドイツ民族に尽くすことはできる。そのような思いを伝えた。このように述べるマンの気持ちは分からないではない。しかし、「およそ1933年から1945年の間に、ドイツで印刷された書物には……血と汚辱の匂いがこびりついている」との発言に対して「国内亡命組」が嫉妬と怒りの声を挙げたのも理解できる。ナチの迫害の危機を逃れ、見知らぬ土地で亡命生活という不安な毎日を送っていたとはいえ、政治犯収容所に収容される現実の恐怖に比べると、その不安はどの程度のものであったというのか。侘びしい生活を送っていたとはいえ、ナチのテロから遠く離れたところにいた者から、弾圧の恐怖に怯え、奴隷の言葉で執筆することを余儀なくされた書物に「血と汚辱の匂いがこびりついている」と言われる筋合いはないではないか。率直に怒りの声が出されたのも無理はない。それでも仲間はマンに帰国を要請した¹²⁾。

マンはもうドイツに戻らないと思われた。しかし、マンはやって来た。ゲーテについての講演であれば、ドイツ以外では意味がないので、とりあえず戻ってきたと、講演の冒頭で述べたそうである。そして、「皆さん」と呼びかけたのに続けて、「このカリフォルニアからの客に対して、こうしてドイツを代表することをお許し下さい。そして、ゲーテのファウストが最後にして最高の、と呼んだ瞬間、人類が、そしてドイツ人が〈自由な土地に自由な民とともに立つ〉瞬間を、はばかることなく、今ここに実現しようではありませんか」と訴えたという。この「自由な民」が立つ「自由な土地」とは、ゲーテの遍歴の最終目的地であり、またナチに追われたマンを受け入れたアメリカである。マンは今やその一市民である。迫害され追放されたマンを受け入れたアメリカが、迫害し追放したドイツを撃破し、勝利した。そして、ニュルンベルクにおいてナチの戦争犯罪人を裁い

12) 亡命者の発言に対する国内亡命組の怒りは、すでに1946年の初旬に露わにされている。カール・ヤスパースは、牢獄における獄吏の破廉恥行為の責任を囚人も同じく負うべきと論じた亡命者の主張を「パリサイ的な偽善の口吻」と非難した。この非難は、恐怖政治の屈従者は転じてその共犯者となったと論じたハンナ・アーレントに向けられた(カール・ヤスパース〔橋本文夫訳〕『戦争の責任を問う』〔平凡社、1998年〕130頁以下)。

た。それに興奮し高揚したマンは、アメリカの一市民の立場から、ゲーテに象徴されるヨーロッパ的ドイツとフランス由来のコスモポリタニズムをアメリカの自由と民主の精神に重ね合わせ、それによって戦後ドイツの精神を復興できると確信したのかもしれない。デーモンのような19世紀ドイツの精神の一方をアメリカ的民主主義に、そして他方をナチ的独裁主義に位置づけることによって、民主主義の未来において独裁主義の過去を克服できると信じたのかもしれない。しかし、それによってナチの独裁の歴史は処刑台に送られたが、ドイツの民主主義はフランス由来のコスモポリタニズムを経由したアメリカン・デモクラシーに搦め取られてしまったのではないか。その結果、何がドイツに残ったのか。いわば精神的な空虚や虚脱感のような状態が続くことになったのではないか。講演会場にいた聴衆は、ドイツの代表を自称するカリフォルニアからの客に対して拍手喝采を送ったことであろう。しかし、マンがアメリカの一市民として言い残した民主主義には、「ドイツ」の一人称が欠落していたように思われる。

四 『ローゼンブルクの記録』による過去の清算？

1 戦後処理における非ナチ化政策

第二次世界大戦後、占領国である連合国が制定した国際軍事裁判所規程が被占領国ドイツに適用された。ニュルンベルクで行われた国際軍事裁判は、戦後直後の1945年11月20日に始まり、翌年10月1日に結審した。この裁判によってナチ党の幹部が裁かれたことは周知のところである。アメリカ占領地区では、その継続裁判として安楽死作戦を遂行した医師や法律家、外交官や企業家など個別の職業分野に分類して裁判が行われ、ナチの不法に直接的または間接的に関与した専門家たちが裁かれた。州では公務員、大学教授、教師など一般の国民を対象に、そのナチへの関与と責任の程度が審査されたことも知られているが、ドイツが自国の法に基づいて自国の罪人を裁くことは、占領状態が解かれるまで許されなかった。これにより

戦勝国によって戦後処理の基礎が築かれた。しかしながら、審査対象や事項が党や親衛隊の所属など公文書や記録などによって証明可能な分野に限定され、しかも一定の期限を区切って行われたため、性急な審査になり、その結果、審査を上手く切り抜けた者もいたようである。早く終わらせてほしい、そうしなければ日常を取り戻せない、安心した社会生活を送れないといった社会的心理が非ナチ化の徹底を阻む障害になったおそれもある。

アドルノが提起した過去の清算は、ナチスの12年の過去を正面から受け止め、それを自己の思想と行動の批判的指針とする思想的営為であったはずである。一人一人のドイツ人がアウシュヴィッツとホロコーストにいかに関わったのか、いかに関わらなかったのか。またいかに関わるべきであったのか、いかに関わるべきでなかったのか。アウシュヴィッツの後になすべきは、過去を自己の行動の思想的指針とするための等身大の思想的総括でなければならなかった。それは戦勝国が進める戦後処理の最中であっても一人称で答えねばならない問いであった。占領と統治、支配と管理の行政的土台の構築とは異なる次元において、個々人が自問自答すべき問題であった。そして、そのために何よりも重要なのは、ナチの本流に交わることはないはずの良きドイツ、ヨーロッパへと広がるはずのドイツに、悪しきナチ的ドイツの台頭に抵抗しえなかった脆弱性があったことを認識することであった。良きドイツが悪しきドイツを生み出した原因は、フランス由来のコスモポリタニズムやアメリカン・デモクラシーの欠如にあったのではないこと、問題の所在はドイツにあり、その答えもドイツにあることを自覚することであった。

2 連邦司法省『ローゼンブルクの記録』

トーマス・マンがゲーテ生誕200周年記念祭において「ゲーテと民主主義」を論じた1949年以降、過去の清算は、ドイツ人自身の手によって社会の様々な分野において進められた。司法による過去の清算を中心的に担っ

たのは、新たに再編されたドイツ連邦司法省であった。法の側からの不法の断罪、正義の側からの邪悪の指弾が裁判を通じて行われ、過去の不法の実態と責任の所在が法的に解明にされた。1960年代半ば、フランクフルト・アウシュヴィッツ裁判を推進したのは、自らもナチに迫害され、亡命生活を余儀なくされたヘッセン州検事長のフリッツ・バウアーであった。司法による過去の清算がナチの残党と闘う正義の検事長の姿と重ね合わされて記憶されたことは自然のことであった¹³⁾。ただし、そこに至るまでには、過去の清算を阻む逆流との激しい闘いがあった。1950年代初頭、連邦司法省にはなおも戦前のナチ司法の担い手たちが残留していた。

連邦司法省は、戦後司法省の歴史に関する調査研究を外部の研究者に委託して、その結果をマンフレート・ゲルテンマーカーとクリストフ・ザッファリンク編『ローゼンブルクの記録』（2016年）¹⁴⁾としてまとめた。これによって戦後初期のドイツ司法における「負」の精神的遺産の一端が知られるようになった。1949年から50年にかけて連邦司法省第2総局（刑法）に勤務した8人の局長と課長のうち5割4人が元ナチ党員であり、3人が

13) 本田稔「甦る法律家 フリッツ・バウアー」法の科学第49号（2018年）161頁以下、本田稔「法と正義の狭間に立つアウシュヴィッツ裁判」季刊・戦争責任研究第90号（2018年）93頁以下、本田稔「現代司法における戦前・戦後の断絶と連続——フリッツ・バウアーをめぐる近年のドイツの司法事情から学ぶ」法と民主主義No.524（2017年）31頁以下、Heiko Maas, Fritz Bauer - „Ein Held von gestern für heute“, in: Recht und Politik Vierteljahreshefte für Rechts- und Verwaltungspolitik, 51. Jahrgang 3. Quartal 2015, S. 145-148. (ハイコ・マース [本田稔訳]「フリッツ・バウアー『昨日の英雄。それは今日のためにいる』」立命館法学373号（2017年）487頁以下）。

14) Vgl. Manfred Görtenmaker und Christoph Safferling (Hrsg.), Die Akte Rosenberg Das Bundesministerium der Justiz und die NS-Zeit, 2016, S. 316 ff. 399 ff.; Heiko Maas, Die „Akte Rosenberg“ Der Umgang des Bundesjustizministerium mit der NS-Zeit in den 1950er und 60er Jahren und die politischen Konsequenzen für Gegenwart, in: Recht und Politik Vierteljahreshefte für Rechts- und Verwaltungspolitik, 52. Jahrgang 4. Quartal 2016, S. 193-196. (ハイコ・マース [本田稔訳]『ローゼンブルクの記録』——連邦司法省は1950年代および60年代にナチ時代とどのように関わったか、それは現代にいかなる政治的結果をもたらしたか」立命館法学374号（2018年）386頁以下、本田稔「刑法による過去の克服はいかに頓挫したのか」ナマール2023年第28号（2024年）15頁以下参照。

元突撃隊員であり、9割近くがナチ関係者であった。1950年代末には13人の局長と課長のうち7割以上の10人が元党員であった(アカデミズム刑法学者としては、エドゥアルト・ドレーアー、ハンス＝ハインリヒ・イエシエック、カール・ラクナーなど)。ヨーゼフ・シャフホイトレは元党員ではなかった。その品性と協調性の問題ゆえに、党官房が入党申請を拒否したからであった。刑法改正草案が起草された1960年代初頭には中心的官僚22人のうち5割以上の12人が元党員であった。1969年の時点では中心的官僚の22人のうち8人(3割弱)が、1973年でも18人のうち5人の元党員がいた(2割弱)。定年退官によって元党員の人数と比率は年毎に減少しているだけで、多くの元ナチの司法官僚が戦前から戦後にかけてドイツの司法機関の中核にいたことが明らかにされている。これは関係者の間では知られたことであろうが、遅きに失したとはいえ、連邦司法省自らが明らかにしたことは意義がある。これは戦前・戦後の連続性の一端を表しているが、それが基本法の理念や連邦司法省の民主化の方針といかなる関係にあるのか。いわゆる英米仏の対独政策における「逆コース」への対応であったのか。連続性は単なる人事面だけの問題なのか、それとも司法政策にも影響を及ぼしたのか。このような理論問題の分析が求められる。

1960年代の前半は、戦中のナチの不法のうち故殺罪や傷害致死罪などに該当する行為について、1960年5月8日に15年の公訴時効が完成し、残すところ謀殺罪やその帮助罪などに該当する行為の20年の公訴時効が迫ろうとしていた。フリッツ・バウアーがアウシュヴィッツ裁判を進めたのは、その完成直前であった。この時期、刑法改正政府草案(1962年政府草案)や秩序違反法施行法案を起草する司法省の小委員会にドレーアーとシャフホイトレが配置された。この2つの草案の起草作業は、表向き個々別々に進められたが、秩序違反法施行法案の起草過程において、1962年政府草案から「真正身分犯の共犯」に関する規定が抜き出され、それが秩序違反法施行法案に取り入れられた。そして、その法案は1968年5月に連邦議会で可決された。『ローゼンブルクの記録』は、秩序違反法施行法に実質的な

刑法改正が含まれていたことも史料に基づいて明らかにしている。この刑法一部改正によって多くのナチの謀殺罪の幫助犯の刑事手続が打ち切られた。つまり、連邦司法省に残留した元ナチの司法官僚（彼らの中には謀殺罪の幫助犯がいる）が、米国ユダヤ人権団体サイモン・ウィーゼンタールなどによって告発されているナチの謀殺罪の実行犯や幫助犯の刑事手続を打ち切るために刑法改正を行ったのである。

アドルノが提起した過去の清算、すなわちナチスの12年の過去を正面から受け止め、過去そのものを自己の思想と行動の批判的指針にする思想的営為は、徹底されたか。その後の推移を見る限り、懐疑的にならざるを得ない。過去は清算されず、戦後の歴史は零時刻から時を刻んでいなかった。民主化されるはずの司法の精神の隙間が戦前のイデオロギーの担い手たちの居場所になったと言ってよいであろう。しかし、『ローゼンブルクの記録』によって、ようやく歴史の針が動き始めた。ナチの不法の実行犯（とはいっても、敗戦当時20代の若者で、その後はドイツ人として平凡に生きてきた現在の高齢者）を改めて追及するよりも、戦後刑事司法の人事、理論、実務の側面における連続性を解明することがさらに期待される。

【付記】 本稿は、2023年3月4日に神戸ユダヤ文化研究会主催の研究集会において行った報告「アウシュヴィッツ裁判とその後の過去の清算」の序論に加筆・補正を加えたものである。